

令和 7 年 6 月

射水市議会定例会議案
(議 員 提 出 議 案)

目 次

議員提出議案第4号	射水市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
議員提出議案第5号	射水市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
議員提出議案第6号	訪問介護の基本報酬引き上げ等を求める意見書

議員提出議案第 4 号

射水市議会議員の定数を定める条例の一部改正について

射水市議会議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 2 6 日 提 出

提出者	射水市議会議員	大垣	友和
	〃	西尾	哲
	〃	杉浦	実
	〃	山本	満夫
	〃	呉松	福一
	〃	高畑	吉成
	〃	中村	文隆
	〃	吉野	省三
	〃	堀	義治
	〃	高橋	久和

射水市条例第 号

射水市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

射水市議会議員の定数を定める条例（平成 2 0 年射水市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 2 人」を「2 0 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

議員提出議案第 5 号

射水市議会議員の定数を定める条例の一部改正について

射水市議会議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 2 6 日 提 出

提出者	射水市議会議員	石田	勝志
	〃	西元	勇司
	〃	金	賢志
	〃	加治	宏規
	〃	山崎	晋次

射水市条例第 号

射水市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

射水市議会議員の定数を定める条例（平成 2 0 年射水市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 2 人」を「1 9 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

議員提出議案第 6 号

訪問介護の基本報酬引き上げ等を求める意見書

射水市議会会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 2 6 日 提 出

提出者	射水市議会議員	石田	勝志
	〃	大垣	友和
	〃	西元	勇司
	〃	西尾	哲
	〃	金	賢志
	〃	杉浦	実
	〃	山本	満夫
	〃	寺岡	伸清
	〃	加治	宏規
	〃	高畑	吉成
	〃	中川	一夫
	〃	中村	文隆
	〃	山崎	晋次
	〃	不後	昇
	〃	吉野	省三
	〃	津田	信人
	〃	堀	義治
	〃	高橋	久和

訪問介護の基本報酬引き上げ等を求める意見書

身体介護、生活援助などの訪問介護サービスは、要介護者やその家族にとって、自宅で生活を継続するために欠かせないサービスである。

令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が2から3%引き下げられ、厚生労働省はその理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、これはホームヘルパーが効率的に訪問することができるサービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設している事業所や、都市部を拠点とする大規模な事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、地域の実態からかけ離れているものと考えられる。

また、厚生労働省は、訪問介護は処遇改善加算によって引き下げ分を補填できると説明するが、加算には段階ごとに様々な厳しい要件と負担を強いることから小規模事業者が加算を取得し補填することは困難な状況にある。

このままでは、小規模な訪問介護事業所の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがある。

よって、国におかれては、地域に根ざした訪問介護事業所とそこで働く従事者を支えることができるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 訪問介護の持続可能な経営を確保するために、人件費、物価高騰の対応も含めた訪問介護の基本報酬の引上げを行うこと。
- 2 訪問介護の人材不足を解消するために、処遇改善加算については、取得基準の更なる緩和と拡充を実施すること。
- 3 介護が人の尊厳を支える専門職であることを社会全体で認識し、介護職員の社会的評価の向上を図る施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月26日

射 水 市 議 会